

👁️ 戦争準備のために住民を監視 📡

基地・原発周辺住民監視法＝「土地利用規制法案」は廃案に

菅内閣は3月26日、「土地利用規制法案」（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）を閣議決定し、国会に提出。今国会での成立を狙っています。

◆どんな目的、何を狙った法案？

この法案は、政府が土地や建物の利用状況を調査し、利用を規制できるというもので、「安全保障に寄与することを目的とする」と法案に明記されています。

しかし、なぜいま必要なのか明確ではありません。防衛省の米軍や自衛隊基地周辺の土地所有状況の調査結果でも運用に支障をきたす事例は確認されていません。（2013年以降に2回も実施）

安倍・菅政権はこの間、「戦争する国づくり」のために特定秘密保護法、共謀罪法、安保法制＝戦争法を強行してきました。この本案の真の狙いは、これらの動きと一体のもので。

◆どんな内容の法案？

①政府が勝手に基地・原発周辺、離島を監視区域に指定

米軍基地や自衛隊基地、原発などの「重要施設」の周囲約1キロと、国境にある離島を「監視区域」に首相が指定し、そのなかで特に重要とみなすものを「特別監視区域」に指定するとしています。

政府は「監視区域」内にある土地・建物の所有者や賃借人などの情報を集め、必要なら利用状況に関する報告を求めることができます。

「特別監視区域」については、一定以上の面積の土地売買は、氏名、国籍などの事前の届け出を義務付けます。

無届けや虚偽の届け出をした場合は、6月以下の懲役または100万円以下の罰金を科すことができます。

②あいまいな基準で、従わない人には罰則

「重要施設」などの「機能を阻害する行為」や「機能を阻害する明らかなおそれ」がある場合というあいまいな基準で、首相が利用中止の勧告・命令をおこなうことができます。命令に応じない場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金を科すことができます。

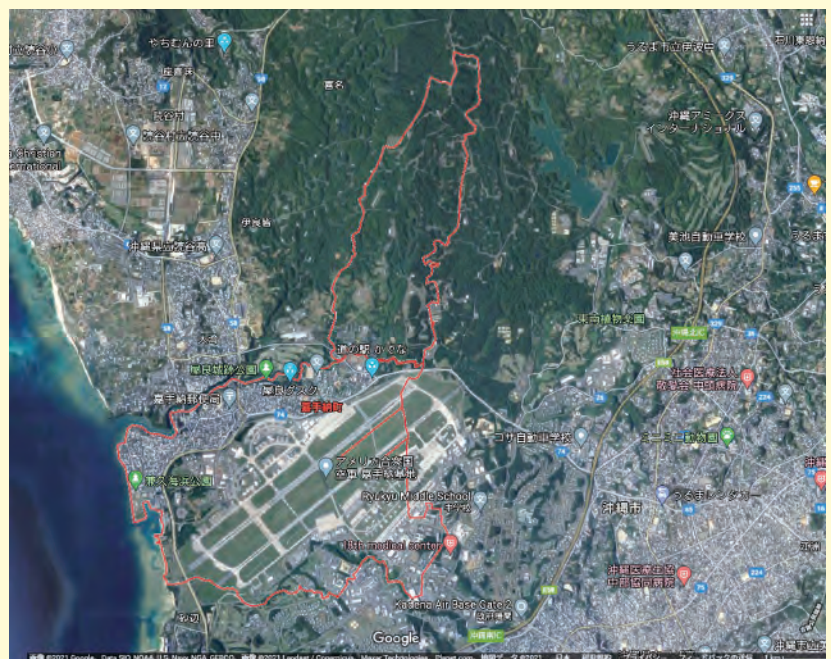
法案には「政府が土地の買取りを求めることができる」とありますが、罰則で圧力をかけながらの買取りは、事実上の強制収用ではないでしょうか。

監視区域

- ・「重要施設」周囲1km
- ・国境にある離島

特別監視区域

司令部のある基地等



▲赤い枠内が嘉手納町。飛行場の北側1km以内に住宅が密集。

沖縄では、多くの住宅などが基地から1キロ以内となります。これらの基地は、住民の土地を強奪して造られたもので、ただでさえ基地の重圧に苦しむ県民にさらなる負担を押しつけることは到底認められません。

◆恣意的判断でプライバシーの侵害、運動弾圧も

①プライバシーを侵害する際限のない調査

政府が収集できる情報は、「その他政令で定めるもの」「内閣府令で定める事項」であり、国会のチェックなしで、思想信条や所属団体、家族・友人関係などを調べることができます。過去に、自衛隊のイラク派兵に反対する国民を自衛隊情報保全隊が監視していた事実もあり、決して杞憂ではありません。

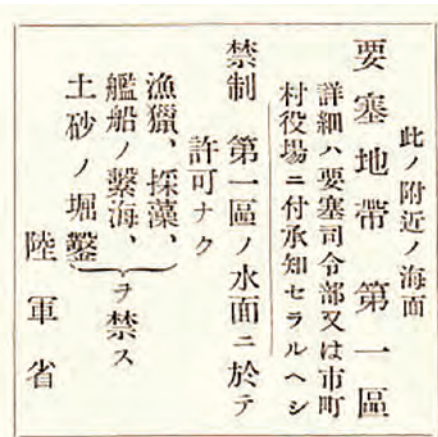
②運動弾圧につながる利用規制

法案にある「機能を阻害する行為」の具体的内容は、法案成立後に政府の裁量で決められる「基本方針」で定めることになっています。

基地などの近隣住民の監視、基地に対する抗議行動の規制が政府の恣意的判断で実行されることになります。例えば、低空飛行、爆音被害、部品落下、有機フッ素化合物の混じる泡消火剤流出などの基地被害を押し付けられている周辺住民や基地の監視・抗議にとりくむ運動の弾圧に使われることにもなりえます。

戦前回帰の法案!?

戦前・戦中には、軍事施設周辺などでの立ち入りや撮影等の行為を全面禁止・処罰する「要塞地帯法」により国民が弾圧されました。日本国憲法のもとでは、軍事のための土地収用は除外されています。



▲要塞地帯法にもとづく陸軍省の告示

◆廃案に追い込み、憲法を生かした国づくりこそ

①プライバシーを侵害する際限のない調査

この法案は、菅政権が今国会で強行をはかるデジタル関連法案、少年法と入管法改悪など人権を踏みにじる動きと軌を一にするものです。

政府・与党は、多くの問題点をあいまいにしたまま、今国会での成立を強行しようとしています。

右の8団体は、アピール「国民を監視し、私権制限と運動弾圧をもたらす『土地利用規制法案』の廃案を求めます」を作成し、賛同団体を広げています。

廃案アピール呼びかけ8団体

- 「軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会
- 憲法改悪阻止各界連絡会議
- 戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター ●自由法曹団
- 日本平和委員会 ●日本国民救援会
- 平和・民主・革新の日本をめざす全国の会 (全国革新懇)
- 安保破棄中央実行委員会

●基地・原発周辺住民監視法の何が問題か

Youtube 解説 5月13日に開いた集会で馬奈木巖太郎弁護士・仲松正人弁護士らが問題点を解説。「安保破棄中央実行委員会」のホームページをご覧ください。



●問い合わせ・連絡先 安保破棄中央実行委員会

TEL.03-3264-4764 FAX.03-3264-4765 E-mail : anpohaiki@nifty.com